

～保育士資格を活用して、 保育の仕事を考えている方へ～

【保育士就職準備金のご案内】

保育士登録後1年以上経過して保育の業務についていない方。または保育士登録が行われてから1年未満の方で、養成施設の卒業もしくは保育士試験合格から1年以上経過した方に就職のための準備資金をお貸しする制度です。神奈川県内の保育所等で2年間継続して保育士として従事された場合は、申請により貸付金の返還が免除となります。



＜貸付対象＞

神奈川県内の保育所等*1で保育士等の業務に従事する意思があり、次の条件をすべて満たす方が対象になります。また、保育士として週20時間以上の勤務が必要になります。

- ① 保育士登録後1年以上経過している方または、保育士登録が行われてから1年未満の方で、養成施設の卒業もしくは保育士試験合格から1年以上経過している方
- ② 保育所等を離職後1年以上経過している方またはこれまでに保育所等に勤務経験がない方
- ③ かながわ保育士・保育所支援センターに登録後*2、神奈川県内に所在する保育所等に新たに勤務することが決定している方
- ④ 新たに勤務する就業先において2年以上継続して勤務できる方

※貸付にあたっては、連帯保証人が必要です。

*2 かながわ保育士・保育所支援センターの登録の手続きは、かながわ保育士・保育所支援センターの窓口のほか、かながわ保育士・保育所

*1「保育所等」とは、児童福祉法等に規定されている保育所および幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園などです。

支援センターホームページからも行えます。

＜貸付金額＞ 200,000 円まで

＜貸付利子＞ 無利子

貸付の要件や手続き等の詳細は

神奈川県社会福祉協議会 HP (<http://knsyk.jp/>) をご覧ください。

お問合せは (福) 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター

☎045-312-4816 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時15分まで

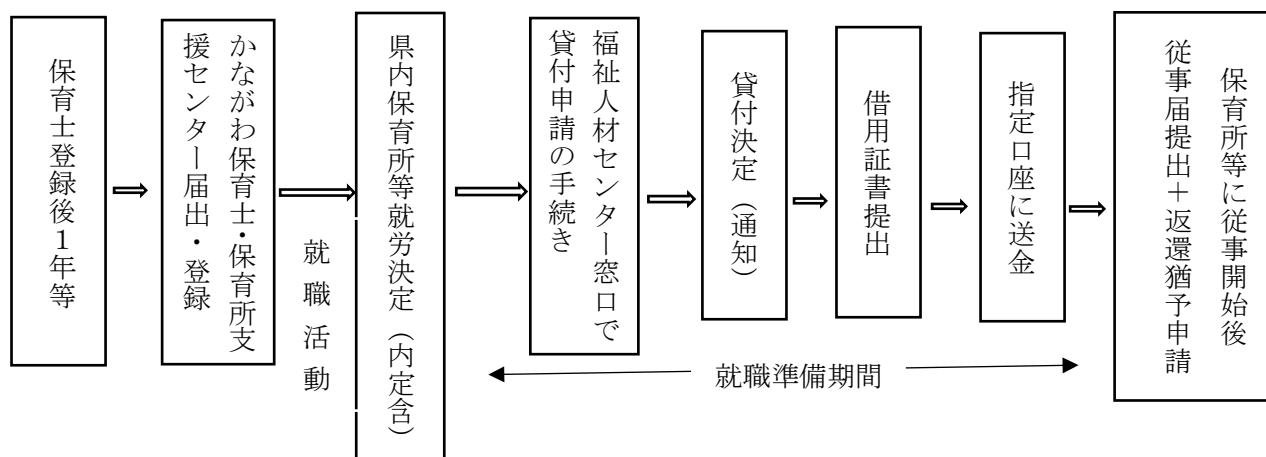
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

<再就職準備資金の対象になる用途>

就職準備金貸付事業における貸付額は、保育士として再就職する際に必要となる次に掲げる経費に該当します。

- ① 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ② 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ③ 保育所等で使用する被服費
- ④ 保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ⑤ 保育所等へ通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ⑥ 子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- ⑦ 初回給与までの通勤等の経費
- ⑧ 緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- ⑨ その他、再就職に必要と認められる経費

就職準備金貸付申請手続きの主な流れ



<申込手続き等> 申込手続きは、福祉人材センターにご来所いただく必要があります。

貸付申請に必要な書類は、①貸付申請書、②就職予定の保育所等の採用（内定）通知、③3 か月以内の住民票、④個人情報の取扱いについての同意書、⑤保育士証の写し（①、④は所定様式）

*申請の受付では、運転免許証などご本人確認の書類が必要です。

※注意※ 貸付は一人につき1回限りとなります。

お問合せ先 **社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター**

→お電話の場合 ☎045-312-4816（月曜から金曜 9：00～17：15/祝祭日・年末年始を除く）

→メールの場合 jinzai@knsyk.jp